

「生活道路対策エリア」の取組フロー

地方公共団体が主体的に取り組む内容

国等による情報提供・支援内容

【生活道路対策エリア候補の抽出】

交通事故データ等を活用し、候補区域を抽出

- ・ゾーン30指定(検討を含む)区域と整合を図って抽出
- ・関係する道路管理者及び警察と協議を行い、合意を得る

【生活道路対策エリアの登録】

登録様式を作成し、直轄国道事務所等(安推連事務局)へ登録申請

【メッシュデータ等の提供】

交通事故総合分析センター(ITARDA)HPで生活道路の交通事故発生状況を公開
※地域メッシュ(約500m×500m)別

【技術的支援】

- ・ビッグデータの分析結果の提供
- ・通学路ヒヤリマップとビッグデータの分析結果の重ね合わせ



<通学路ヒヤリマップとビッグデータの分析結果の重ね合わせイメージ>

・可搬型ハンプの貸出し



・交通安全診断を行う有識者の斡旋

【財政的支援】

防災・安全交付金による支援

Plan

○点検、計画策定

地域協働の推進体制の構築

PDCAサイクルの継続的な取組を進めるため、通学路の交通安全確保の推進体制等を活用し、地域協働の推進体制を構築

- ・教育委員会 ・学校 ・PTA ・警察
- ・道路管理者 ・自治会代表者 等

Do

○対策実施

Action

○対策の改善・充実

Check

○対策効果の把握

【取組の公表】

地域住民や道路利用者等の理解と協力を得るために、各市町村のホームページや広報誌等を活用して積極的に情報発信